

石狩市子育て世代包括支援事業について

資料 7

1. 子育て世代包括支援事業の基本3要件

- ① 妊娠期から子育て期まで、必要な情報を共有し、切れ目なく支援する
- ② 窓口のワンストップ化～子育て支援サービスの情報提供、相談支援を円滑に行うなど利用者支援の充実を図る
- ③ 様々な関係機関とのネットワーク構築、社会資源の開発等

2. 石狩市の子育て支援体制

妊娠

出産

子育て

りんくる
(保健推進課)

保健部門と子育て部門が
相互連携

市役所
(子ども政策課・こども家庭課・
こども相談センター)

・不妊、不育 ・高齢出産
・経済負担 ・医療

・身近に頼れる人がいない
・産後うつ、マタニティブルー
・子育て支援情報の入手

・しつけ、養育不安 ・孤立 生活困窮
・子育て情報や相談経路の確保
・就労と育児の両立

不妊・不育助成

妊婦健診

乳幼児健診

地域子育て支援拠点

保育所・幼稚園

母子手帳交付

両親教室

産後ケア事業／産後サポート

ファミリーサポートセンター

赤ちゃん訪問

養育支援訪問

家庭児童・母子父子相談

3. 子育て世代包括支援事業の概要

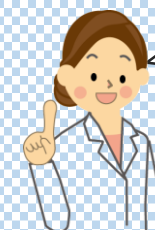
子ども政策課
こども家庭課

保健推進課

こども相談センター

連携・共有の形態

個別ケース検討会議
乳幼児健診への参加
家庭訪問への同行
子育てネット会議



母子手帳交付時から医療・健康面で
支援するためケアプランを策定する
ほか、親子の愛着形成をサポートしま
す。

【新規】母子保健コーディネーター

産後ケア(宿泊型)について



産後ケアとは

母親の出産後の身体の不調、分娩後のホルモンバランスの変化に伴う精神的に不安定な期間に、母親の心身の癒し、親子の愛着形成、育児不安の解消などを行います。産後ケア施設で赤ちゃんと一緒に生活や育児を学んで、自宅に帰ってから、安心して育児を続けていけるようにします。

「初めての出産。退院してすぐ育児ができるか不安。」
「なんだか涙が出てくる……。」
「パパは出張で留守。困ったな。」



対 象

- ・申請・利用の時点で石狩市民の方
- ・出産後4か月未満の乳児と母
- ・ご家族などから産後の援助が受けられない方
- ・産後の心身の不調、育児不安がある方



内 容

【利用日数】

- ・利用日数: 1泊2日～5泊6日(予定)

【ケア内容】

◎母親 : 心身のケア 乳房ケア 心身の休息
育児手技の確認と支援 育児等の相談など

◎赤ちゃん: 健康状況の確認(必要時)

実施(予定)施設・利用料金

【実施施設】

「産科クリニック」「助産院」等の助産師のケアが受けられるところで調整中

【利用料金】

検討中

◎参考: 札幌市3,000円

市民税非課税世帯・生活保護受給世帯 1,500円